

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-90037

(P2009-90037A)

(43) 公開日 平成21年4月30日(2009.4.30)

(51) Int.Cl.
A 4 4 B 19/30 (2006.01)

F I
A 4 4 B 19/30

テーマコード(参考)
3 B 0 9 8

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2007-266059 (P2007-266059)
(22) 出願日 平成19年10月12日(2007.10.12)

(71) 出願人 000001351
コクヨ株式会社
大阪府大阪市東成区大今里南6丁目1番1号
(74) 代理人 100101188
弁理士 山口 義雄
(72) 発明者 鍋谷 仁美
大阪府大阪市東成区大今里南6丁目1番1号
コクヨS&T株式会社内
Fターム(参考) 3B098 AA01 AB07 BB01 CA01 CB01
CC13 CC22 CC23

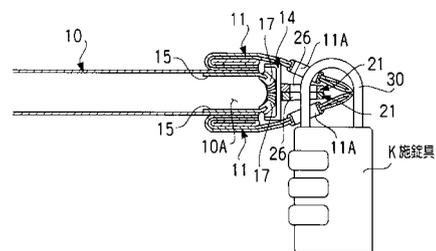
(54) 【発明の名称】 スライドファスナーの施錠構造

(57) 【要約】

【課題】 スライダーをカバーすることで、当該スライダーとファスナーエレメントとの相対移動を制限若しくは禁止することのできるスライドファスナーの施錠構造を提供すること。

【解決手段】 袋状をなすケース10の開口部10AにスライドファスナーFが設けられている。開口部10A近傍の片側コーナー部には片状のカバー部材11がケース10の表裏各外面側に取り付けられている。カバー部材11は、開口部10Aよりも外側に突出するように折り返し可能であり、当該折り返した状態で、カバー部材11の面内に形成された施錠孔11Aと、スライドファスナーFを構成するスライダー14の連結孔26に施錠具Kの錠杆30を挿入して施錠することで、スライドファスナーFの開放操作が禁止される。

【選択図】 図8



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ケース開口部の形成縁に設けられるとともに相互に噛み合い可能な一对のファスナーエレメントと、これらファスナーエレメントに沿って移動可能に設けられたスライダーとを含むスライドファスナーと、前記スライダーを介して前記ファスナーエレメントが前記開口部を閉塞する所定の位置で、前記スライダーの移動を規制する施錠手段とを備えたスライドファスナーの施錠構造において、

前記施錠手段は、ケース開口部近傍に設けられるとともに前記スライダーをカバーする位置に変位可能なカバー部材と、当該カバー部材が前記スライダーをカバーする状態でカバー部材の位置を固定する施錠具とを備えて構成されていることを特徴とするスライドファスナーの施錠構造。

10

【請求項 2】

ケース開口部の形成縁に設けられるとともに相互に噛み合い可能な一对のファスナーエレメントと、これらファスナーエレメントに沿って移動可能に設けられるとともに連結孔が設けられたスライダーとを含むスライドファスナーの施錠構造において、

前記ケースは、前記スライダーをカバー可能なカバー部材を備え、当該カバー部材は施錠孔を有するとともに、前記連結孔に重ね合わせた状態で施錠可能に設けられていることを特徴とするスライドファスナーの施錠構造。

【請求項 3】

前記ケースは可撓性を有する袋状をなし、前記カバー部材は面内に施錠孔を備えているとともに、一端が前記開口部から突出する方向に折り返し可能に設けられ、当該折り返した状態で各カバー部材の施錠孔に施錠具の錠杆を挿入して連結することで、前記スライダーがカバーされることを特徴とする請求項 1 又は 2 記載のスライドファスナーの施錠構造。

20

【請求項 4】

前記カバー部材は、前記ケース開口部近傍の外面側に取り付けられた表裏一对のシート材により構成されていることを特徴とする請求項 1、2 又は 3 記載のスライドファスナーの施錠構造。

【請求項 5】

前記施錠手段は、前記スライダーの上面側に設けられた突部を更に含み、当該突部には、前記施錠具を介して前記カバー部材と一体化させる連結穴が形成されていることを特徴とする請求項 1 ないし 4 の何れかに記載のスライドファスナーの施錠構造。

30

【請求項 6】

前記スライダーは対向配置されて離間接近可能に設けられ一对のスライダーを含み、これらスライダーが前記カバー部材によって全体的にカバーされた状態で、当該カバー部材とスライダーとが施錠具を介して一体化されることを特徴とする請求項 1 ないし 5 の何れかに記載のスライドファスナーの施錠構造。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明はスライドファスナーの施錠構造に係り、特に、袋状をなすケースの開口部に設けられたスライドファスナーの開放を制限若しくは禁止することのできるスライドファスナーの施錠構造に関する。

40

【背景技術】**【0002】**

ブリーフケース等においては、その開口部を開閉する機構としてスライドファスナーが用いられている。このスライドファスナーは、一对のファスナーテープの各端縁に設けられて相互に噛み合い及び噛み合い解除可能なファスナーエレメントと、これらファスナーエレメント間に配置されるとともに、当該ファスナーエレメントに沿って移動可能に設けられて前記開口部の開閉を行うスライダーとにより構成されている。このスライドファスナーは、

50

開口部の開閉を容易に行うことができるとともに、スライダの位置に応じて開口量の調整を行うこともでき、種々の物品に利用されている。

【0003】

しかしながら、このようなスライドファスナーにあっては、開口部の開閉が容易である反面において、ケース内部への第三者によるアクセスも許容し易い、という側面がある。

特許文献1には、このようなアクセスを禁止することのできるスライドファスナーの施錠装置が開示されている。

【特許文献1】特開2006-81822号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

10

【0004】

特許文献1に開示された施錠装置は、スライドファスナーと、当該スライドファスナーを構成するスライダーと連結される封鎖止具とを備え、スライダーの施錠孔と、封鎖止具側の施錠孔とに南京錠等からなる施錠具の錠杆を挿通することでスライダーの移動が禁止できるようになっている。

しかしながら、スライドファスナーは、ファスナーエレメントが設けられたファスナーテープを相互に引き離すように両手で引張力を付与すると、スライダーが施錠位置にあるにもかかわらず、前記引張力によってケース開口部が波打つように変形し、結果的にファスナーエレメントとスライダーとの相対移動を許容して内部へのアクセスを可能とする大きな隙間若しくは空間を形成してしまう、という不都合がある。特に、ケースが袋状の繊維製品である場合には、折り畳んだり、丸めたりすることができる可撓性を備えているため、前記不都合は一層顕在化する。

20

【0005】

[発明の目的]

本発明は、このような不都合に着目して案出されたものであり、その目的は、スライダーをカバーすることで、当該スライダーとファスナーエレメントとの相対移動を制限若しくは禁止することのできるスライドファスナーの施錠構造を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

前記目的を達成するため、本発明は、ケース開口部の形成縁に設けられるとともに相互に噛み合い可能な一対のファスナーエレメントと、これらファスナーエレメントに沿って移動可能に設けられたスライダーとを含むスライドファスナーと、前記スライダーを介して前記ファスナーエレメントが前記開口部を閉塞する所定の位置で、前記スライダーの移動を規制する施錠手段とを備えたスライドファスナーの施錠構造において、

30

前記施錠手段は、ケース開口部近傍に設けられるとともに前記スライダーをカバーする位置に変位可能なカバー部材と、当該カバー部材が前記スライダーをカバーする状態でカバー部材の位置を固定する施錠具とを備えて構成される、という構成を採っている。

【0007】

また、本発明は、ケース開口部の形成縁に設けられるとともに相互に噛み合い可能な一対のファスナーエレメントと、これらファスナーエレメントに沿って移動可能に設けられるとともに連結孔が設けられたスライダーとを含むスライドファスナーの施錠構造において、

40

前記ケースは、前記スライダーをカバー可能なカバー部材を備え、当該カバー部材は施錠孔を有するとともに、前記連結孔に重ね合わせた状態で施錠可能に設けられる、という構成を採ることができる。

【0008】

本発明において、前記ケースは可撓性を有する袋状をなし、前記カバー部材は面内に施錠孔を備えているとともに、一端が前記開口部から突出する方向に折り返し可能に設けられ、当該折り返した状態で各カバー部材の施錠孔に施錠具の錠杆を挿入して連結することで、前記スライダーがカバーされる、という構成を採ることが好ましい。

50

【 0 0 0 9 】

また、前記カバー部材は、前記ケース開口部近傍の外面側に取り付けられた表裏一対のシート材により構成することが更に好ましい。

【 0 0 1 0 】

更に、前記施錠手段は、前記スライダの上面側に設けられた突部を更に含み、当該突部には、前記施錠具を介して前記カバー部材と一体化させる連結穴が形成される、という構成を採ることが好ましい。

【 0 0 1 1 】

また、前記スライダは対向配置されて離間接近可能に設けられ一対のスライダを含み、これらスライダが前記カバー部材によって全体的にカバーされた状態で、当該カバー部材とスライダとが施錠具を介して一体化される、という構成を採るとよい。

10

【 発明の効果 】

【 0 0 1 2 】

本発明によれば、一対のスライドエレメントを噛み合わせて開口部を閉塞した状態で、スライダが位置する領域をカバー部材でカバーする構成であるため、スライダの移動操作を禁止することができ、ケース内への第三者のアクセスを効果的に防止することができる。

特に、カバー部材が表裏一対のシート材によって構成され、これらシート材が開口部から突出するように折り返された状態で施錠具で両者を一体化させる構成では、カバー部材が取り付けられている領域におけるケースの表裏を引き離す引張力を付与しても、当該引張力がスライドエレメントに及ぶことがないため、スライドエレメントとスライダとが相対移動してスライドエレメントの噛み合い状態を解除してしまうという不都合も解消することができ、特に、ケースが可撓性を備えた材料で構成されている場合の実用性を高めることができる。

20

【 0 0 1 3 】

なお、本明細書において、「可撓性を有する」とはケースの曲げ、折り畳み、或いは丸めたりすることを通常力行でできる程度の柔らかさを有するものについて用いられる。また、「カバー」とは、スライダを全体的に覆う場合の他、一部を覆う場合も含む。更に、「施錠具」とは、鍵を用いて開錠可能となる南京錠や、鍵を必要としないダイヤル錠等の他、結束部材等をも含む。

30

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 1 4 】

以下、本発明の好ましい実施形態を、図面を参照しながら詳細に説明する。

【 0 0 1 5 】

図 1 には、本発明に係るスライドファスナーの施錠構造が適用されたケースの概略斜視図が示され、図 2 には、その A - A 線矢視拡大断面図が示されている。これらの図において、ケース 10 は繊維シート等の可撓性を備えた材料により構成され、平面形状が略方形をなす有底の扁平な袋状に設けられている。このケース 10 は、図 1 中右端側が開口部 10A (図 2 参照) とされる一方、左端側が底部 10B とされ、上下は、側縁 10C とされている。ケース 10 の一方の外側面には、透明な樹脂シートからなるポケット袋 P が周囲を溶着等の手段を用いて固定されており、当該ポケット袋 P の面内に切り込み P1 が形成され、この切り込み P1 を通じて見出し用紙等が挿入できるようになっている。また、ケース 10 の外側各面 (表裏各面) において、前記開口部 10A 側の片側コーナー近傍には、施錠手段を構成するカバー部材 11 がそれぞれ取り付けられている。これらカバー部材 11 は平面視略方形をなす繊維製のシート材により構成され、図 1 中右端側を固定端とする一方、左端側を自由端として開口部 10A より突出する方向、すなわち、右側に折り返しできるようになっている (図 7 参照)。また、カバー部材 11 の面内には、鳩目などを設けることによって形成された施錠孔 11A が形成され、当該施錠孔 11A に施錠手段を構成する施錠具 K (図 7 参照) の錠杆 30 が挿入できるようになっている。

40

【 0 0 1 6 】

50

図3ないし図6に示されるように、前記開口部10Aの形成縁側にはファスナーチェーン13が取り付けられ、当該ファスナーチェーン13には互いに対向するように位置する一対のスライダー14が取り付けられ、これにより、スライドファスナーFが形成されている。ファスナーチェーン13は、ケース10の開口部10A側内面に一端側が固定された一対のファスナーテープ15と、これらファスナーテープ15の他端側にそれぞれ設けられたファスナーエレメント17とにより構成されている。なお、ファスナーチェーン13の長手方向両端は、封止具12を介して固定されている。

【0017】

前記スライダー14は、ファスナーエレメント13に沿って移動可能なスライダー本体20と、このスライダー本体20に設けられた施錠手段を構成する突部21と、当該突部21に取り付けられた片状の引手23とからなる。突部21は板片状をなし、その面の向きがファスナーエレメント17に沿うように設けられているとともに、対向するスライダー側に向かってスライダー本体20よりも長く設けられている。突部21の面内には、前記引手23の取付穴25及び前記施錠具Kの錠杆30が挿入される連結孔26が形成されている。また、スライダー14の各突部21において、連結孔26が形成される側の領域は、相互の重なり合いを許容する段部21Aが形成されて板厚が半分程度となる薄板部21Bとして形成され、対向する突部21の薄板部21Bを重ね合わせたときに、各連結孔26が一致するようになっている。

10

【0018】

次に、本実施形態に係る施錠方法について説明する。

20

【0019】

スライドファスナーFの施錠を行う場合には、図5及び図6に示されるように、対向するスライダー14をカバー部材11の側方所定位置にセットするとともに、前記薄板部21Bが重なり合うように相互に突き当てる。この状態で、図7に示されるように、各カバー部材11の自由端側(図5中左端側)を摘み、ケース10の開口部10Aの外側に突出するようにそれぞれ折り返す。これにより、カバー部材11の施錠孔11Aと、スライダー14の連結孔26とが略同一軸線上に開通するように重なることとなる。

【0020】

次いで、施錠具Kの錠杆30を施錠孔11Aと連結孔26に挿入して施錠すると、図8に示されるように、スライダー14がカバーされることとなり、相互に突き当てられたスライダー14を離間させる操作が禁止され、スライドファスナーFの閉塞状態が維持される。

30

【0021】

ところで、図4に示されるように、スライダー14を相互に突き当てた状態において、その突き当てた領域に対応する一対のスライドエレメント17間には完全には噛み合っていない部分が生ずる。従って、カバー部材11を用いることなくスライダー14同士を施錠具Kで連結するのみとし、ケース10の図4中左右両側を掴んで互いに引き離すような引張力を付与した場合には、スライダー14間にファスナーチェーン13を引き込むようにケースが撓み変形してスライダー14とスライドエレメント17との相対移動を結果的に引き起こして開口してしまうこととなる。しかしながら、本実施形態の構成によれば、一対のカバー部材11が合わされた状態でスライダー14と共に施錠されているため、前記引張力を付与しても、スライダー14間にファスナーチェーン13を引き込む変形自体が制限されるようになる。従って、ケース10の意図しない開放を阻止して内部への第三者のアクセスを禁止することができる。

40

【0022】

なお、ケース10の開口部10Aを開放させる場合には、施錠具Kによる施錠を解除すれば足りる。

【0023】

従って、このような実施形態によれば、袋状のケース10が可撓性を備えたものであっても、その撓み変形を利用した意図しない開放操作を効果的に禁止することができる、と

50

いう効果を得る。

【 0 0 2 4 】

本発明を実施するための最良の構成、方法などは、以上の記載で開示されているが、本発明は、これに限定されるものではない。

すなわち、本発明は、主に特定の実施の形態に関して特に図示し、且つ、説明されているが、本発明の技術的思想及び目的の範囲から逸脱することなく、以上に述べた実施の形態に対し、形状、材料、数量、その他の詳細な構成において、当業者が様々な変形を加えることができるものである。

従って、上記に開示した形状、材質などを限定した記載は、本発明の理解を容易にするために例示的に記載したものであり、本発明を限定するものではないから、それらの形状、材料などの限定の一部若しくは全部の限定を外した部材の名称での記載は、本発明に含まれるものである。

10

【 0 0 2 5 】

例えば、前記実施形態では、カバー部材 1 1 によりスライダ 1 4 をカバーした状態で、カバー部材 1 1 の施錠孔 1 1 A と、スライダ 1 4 の連結孔 2 5 に施錠具 K の錠杆 3 0 を挿入してこれらを一体化させる構成を図示、説明したが、スライダ 1 4 の移動操作を禁止でき、しかも、ケース 1 0 の表側と裏側に位置する各外面を相互に引き離す引張力の付与によりファスナーエレメントとスライダとの相対移動を阻止できるものであれば、スライダ 1 4 をカバー部材 1 1 に一体化させなくてもよい。但し、前記実施形態で示したように、施錠具 K を用いてカバー部材 1 1 とスライダ 1 4 とを一体化させる構成とすれば強固な施錠構造とすることができる点で有利となる。

20

【 0 0 2 6 】

また、カバー部材 1 1 は、一対配置としてそれらを折り返して施錠する構成としたが、カバー部材 1 1 を一つのみとし、当該カバー部材 1 1 の自由端側がスライドファスナー F を回り込んで反対側のケース外面側に固定されるようにスライダ 1 4 をカバーする構成も採用可能である。また、カバー部材 1 1 を一つのみとし、当該カバー部材 1 1 がスライドファスナー F を回り込むことなくスライダ 1 4 の一部をカバーする状態としてカバー部材 1 1 とスライダ 1 4 と一体化させるようにしてもよい。更に、カバー部材 1 1 は、開口部 1 0 A の片側コーナー部に位置する構成としたが、当該位置は特に限定されるものではなく、任意の位置に設けることを妨げない。また、カバー部材 1 1 を両側コーナー部に設ける等の構成も採用可能である。

30

【 0 0 2 7 】

また、スライダ 1 4 は、一個であってもよい。要するに、本発明は、ケースの可撓性を利用してスライドファスナー F を強制的に開放させようとする操作を制限若しくは禁止できる構成であれば足りる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 2 8 】

【 図 1 】 スライドファスナーの施錠構造が適用されたケースの平面図。

【 図 2 】 図 1 の A - A 線矢視拡大断面図。

【 図 3 】 図 1 の要部拡大図。

40

【 図 4 】 図 3 の右側面図。

【 図 5 】 一対のスライダの連結孔を重なり合わせてカバーする直前の状態を示す要部拡大図。

【 図 6 】 図 5 の右側面図。

【 図 7 】 カバー部材を折り返して施錠孔と連結用孔に施錠具の錠杆を差し込む状態を示す要部拡大図。

【 図 8 】 施錠具を介してカバー部材とスライダとを一体化した状態を示す要部拡大図。

【 符号の説明 】

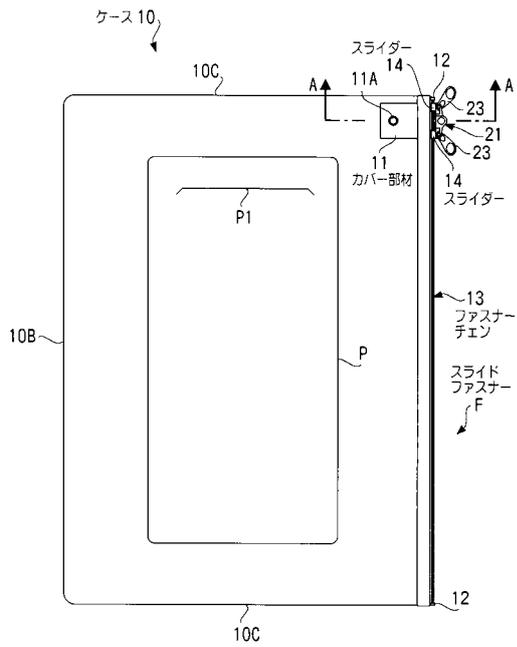
【 0 0 2 9 】

1 0 ケース

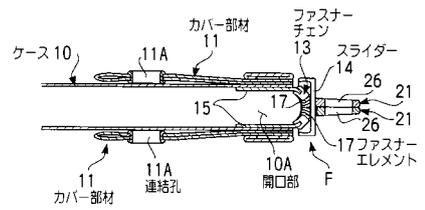
50

- 10 A 開口部
- 11 カバー部材 (施錠手段)
- 14 スライダー
- 17 ファスナーエレメント
- 21 突部 (施錠手段)
- 26 連結穴
- 30 錠杆
- F スライドファスナー
- K 施錠具 (施錠手段)

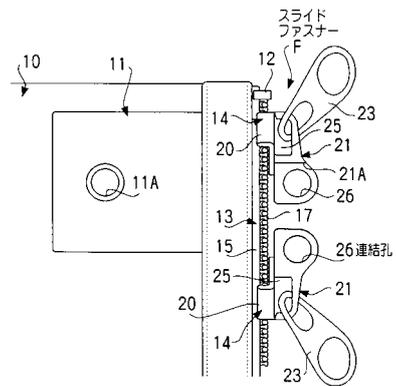
【 図 1 】



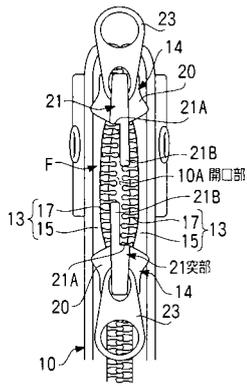
【 図 2 】



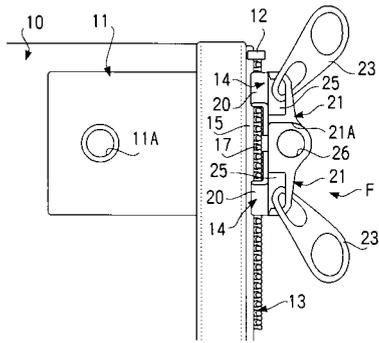
【 図 3 】



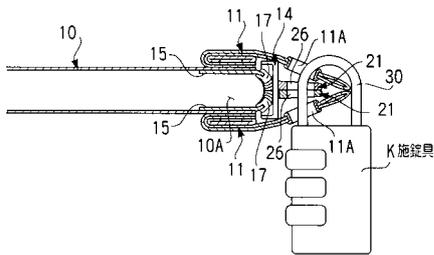
【 図 4 】



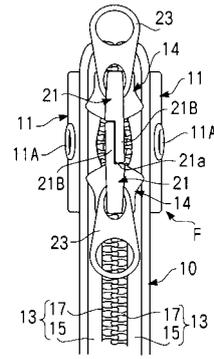
【 図 5 】



【 図 8 】



【 図 6 】



【 図 7 】

